2015 年 5 月 26 日 株式会社イオンファンタジー 代表取締役 片岡 尚 (コード番号 4343) 常務取締役管理統括 新田 悟 043-212-6203

「内部統制システム構築に関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月26日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する 基本方針」について、下記のとおり一部改定することを決議いたしましたのでお知らせい たします。

記

「内部統制システム構築に関する基本方針」

当社は、会社法第 362 条第 4 項第 6 号及び会社法施行規則第 100 条等に基づき、以下のとおり、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定める。

1. 当会社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当会社及び子会社は、より良い地域社会との関係を構築し、企業としての社会的責任を果たすとともに、コンプライアンス経営を重視したイオン行動規範を遵守することを、取締役及び全従業員に徹底する。
- (2) 当会社は、代表取締役を委員長とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンス及 びリスクマネジメントを推進するとともに内部監査部門、監査役と連携しコンプライ アンス経営を維持する体制とする。
- (3) 当会社は、親会社の内部通報制度に参加しており、当会社に関する事項は、当会社の 関係役員に通報され、重大な事案は取締役会及び監査役会に報告される他、親会社の 監査委員会にも報告される。

2. 当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規程に基づき、各会議議事録は事務局により作成・保管され、取締役の決定に係る決裁書は管理担当部門に適切に保管・管理される。これらの重要文書については、 取締役が常時閲覧できる体制とする。

3. 当会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメント担当を設置し、あらかじめ具体的なリスクを想定・分類をおこない適宜、規程・マニュアル等を制定、改訂して事前に対策を講じる。
- (2) 有事の際は、社内規程に従い対策本部等を設置し、災害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。また、必要に応じて親会社及びグループ会社と共同・連携した体制をとる。

4. 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、定時取締役会を毎月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役会等における決定内容については、職務責任権限規程に基づき、業務執行取締役の下、各部門長が適切かつ効率的な業務執行を行う。

5. 当会社並びにその親会社及び子会社から成る、企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ経営に資する事項は、親会社において報告・協議するが、当会社及び子会社 固有の事項及び具体的な施策に関しては、経営の自主性・独自性を保持する。コンプ ライアンスをはじめとして、各部門が親会社及びグループ会社の関連部門から適宜、 情報提供や業務指導を受け、業務の適正を確保する。

- (1) 子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当会社への報告に関する体制 当会社は、子会社の経営内容を的確に把握するため、社内規程に従い、当会社の社長 承認または定期的・臨時的に当会社取締役会等への報告を求める。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当会社の社内規程に基づき、当会社のリスク管理体制に準じた自立的なリスク管理制 を構築・運用させるとともに、適切な報告を求める。

当会社は、当会社グループ全体のリスク管理について定める社内規程を策定し、同規程において子会社に緊急事態が発生した場合においても、損失の最小化を図るように管理する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当会社は、子会社の経営の独立性を尊重しつつ、適切かつ効率的な業務執行を行う体 制の構築を支援する。

取締役会等における決定内容については、子会社の職務責任権限規程に基づき、子会 社取締役の下、各部門長が適切かつ効率的な業務執行を行う。 6. 当会社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの 独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する 事項

監査役が法令及び関連する社内諸規程に定める業務を遂行するために、監査役の職務 を補助する使用人を求めた場合、監査役の指揮下に執行部門から独立して配置すると ともに、使用人への指示が実効的に行われる体制とする。

- 7. 当会社の取締役及び使用人並びに当会社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 当会社の取締役及び使用人並びに当会社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して定期的、臨時的に法令及び社内規程に定められた事項の他、監査役から求められた事項について報告する体制とする。
- (2) 当会社は、前項の監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当会社及び子会社の取締役、監査役並びに使用人に周知徹底する。
- (3) 監査役は、取締役会の他、必要に応じて経営会議その他重要な会議への参加及びその会議資料等の閲覧ができるとともに、監査役の要請があれば直ちに関係書類・資料等が提出される体制とする。
- (4) 監査役の職務執行について生じる費用又は債務は、請求のあった後速やかにこれに応じる。

8. 反社会的勢力排除のための体制

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、断固としてこれらを排除し、不当な要求や請求には弁護士や警察等とも連携して、全社をあげて組織的に対処する。

以上